

議案第 14 号

帯広市国民健康保険条例の一部改正について
帯広市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市国民健康保険条例の一部を改正する条例

帯広市国民健康保険条例（平成 3 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 1 号中「100 分の 50」を「100 分の 49」に改め、同項第 2 号中「100 分の 31」を「100 分の 32」に改める。

第 14 条中「61 万円」を「63 万円」に改める。

第 14 条の 5 第 1 項第 1 号中「100 分の 50」を「100 分の 49」に改め、同項第 2 号中「100 分の 31」を「100 分の 32」に改める。

第 14 条の 14 第 1 項第 1 号中「100 分の 50」を「100 分の 49」に改め、同項第 2 号中「100 分の 31」を「100 分の 32」に改める。

第 14 条の 15 中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 19 条第 1 項中「61 万円」を「63 万円」に改め、同項第 2 号中「28 万円」を「28 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「51 万円」を「52 万円」に改め、同条第 2 項中「61 万円」を「63 万円」に改め、同条第 3 項中「61 万円」を「63 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の帯広市国民健康保険条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説 明）

国民健康保険の都道府県単位化に伴い保険料賦課割合を改定するほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い保険料の賦課限度額及び軽減判定所得を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。